

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則案」
に関する意見募集の結果について

令和3年3月24日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して2の団体から2件の御意見、5の個人から5件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本日、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。